

【別紙参考資料②】子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給のお知らせ（5月18日発送圧着はがき・イメージ）

(宛名)

子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分)のご案内

【対象者】

令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分)」の支給対象者であっ
た方

【支給額】

児童1人あたり5万円

■ この通知を受け取った方は申請不要で、
令和5年5月29日(月)に以下のい
ずれかの口座に給付金を振り込む予定です。

令和5年5月2日時点で、名古屋市において

■ 児童手当または特別児童扶養手当を受給している方：

児童手当または特別児童扶養手当の受給口座

■ 児童手当または特別児童扶養手当を受給していない方：

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の受給口座

「子育て世帯生活支援特別給付金」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに名古屋市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに名古屋市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【ご注意ください】

- 給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。
- 令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の支給対象者であった方は、以下の(1)(2)両方に当てはまる方です。
 - (1) 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)を養育する父母等(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象)
 - (2) 令和4年度住民税(均等割)が非課税の方、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
- 児童手当または特別児童扶養手当の支給にあたって指定していた口座を解約した場合などで、令和5年5月29日(月)に給付金の支給ができなかった方には、名古屋市から連絡させていただきますので、指定口座の変更手続きを行ってください。
- 給付金の受給を希望しない場合のみ、下記担当にご連絡の上、受給拒否届出書を送付してください。(受給拒否届出書を提出した場合でも、いったん給付金は支給し、後日返金していただく場合があります。)

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
(子ども青少年局 子ども未来企画室)
名古屋市「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分)」担当

TEL 052-972-4393 (受付時間 平日 9:00~17:30)

提出期限：令和5年5月24日(水)【必着】

※ 指定口座変更の届出書、受給拒否届出書の様式は、
名古屋市公式ウェブサイト

([https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/
page/0000163245.html](https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000163245.html)) からダウンロードできます。

親展

子育て世帯生活支援特別給付金案内通知書

■ 6月14日まで
名古屋市「子育て世帯生活支援特別給付金」担当
(子ども青少年局 子ども未来企画室)
TEL 052-972-4393 FAX 052-972-4204

■ 6月15日から
名古屋市「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター
TEL 052-218-7455 FAX 052-218-4625

※ いずれも受付時間は平日 9:00~17:30 まで